

## 第54号議案

### 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定に基づき、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、関係市町村と協議する。

平成30年6月8日提出

春日市長 井 上 澄 和

#### 提案理由

平成30年10月1日から筑紫郡那珂川町が那珂川市となることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、当該規約の一部変更に関し関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により市議会の議決を求めるものである。

## 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

福岡県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年3月27日18地第6713号許可)の一部を次のように改正する。

別表第2の6の項中「筑紫郡那珂川町」を「那珂川市」に改める。

附 則

この規約は、平成30年10月1日から施行する。